

【桑名市 新型コロナウイルス感染症に係る臨時的取扱いに関するQ&A 居宅版】

	ご質問	回答
1	新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な取扱いとして、訪問介護等のサービスについて特定の事業所の割合が80%を超えても減算にならないか？	ケアプラン上のサービスを位置づける上で、 通所事業所の休業等 により やむを得ず一時的に 特定の事業所にサービスが 集中せざるを得ない 場合、減算を適用しない。
2	新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な取扱いとして、モニタリングについて月1回以上の実施ができない場合について減算にならないか？	感染拡大防止の観点から 利用者の事情等 により 居宅を訪問できない等、やむを得ない理由がある 場合、減算を適用しない
3	新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な取扱いとして、サービス担当者会議についてどのような取扱いが可能か？	感染拡大防止の観点から やむを得ない理由がある場合 、 利用者の自宅以外での開催や電話・メール等 柔軟な対応が可能。 利用者の状態に大きな変化が見られない等、居宅サービス計画の 変更内容 が軽微であると認められる場合はサービス担当者会議の開催は不要である。
4	新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な取扱いとして、通所介護事業所が訪問サービスの提供等を行った場合、どのような取扱いが可能か？	通所介護事業所が新型コロナウイルス感染症対策として、当該事業所の利用者に対して、当初の計画に位置付けられたサービス提供ではなく、 時間を短縮しての通所サービスの提供や、訪問によるサービスの提供 を行う場合、 事前に利用者の同意を得た場合 には、サービス担当者会議の実施は不要として差し支えない。 また、これらの変更を行った場合には、 居宅サービス計画(標準様式第2表、第3表、第5表等)に係るサービス内容の記載の見直しが必要となる が、これらについては、 サービス提供後に行っても差し支えない 。 なお、同意については、最終的には文書による必要があるが、 サービス提供前に説明を行い、同意を得ていれば、文書はサービス提供後に得ること でよい。